

意見書

新潟県情報公開審査会 御中

新潟県教育委員会 御中

令和 6 年 9 月 26 日

参加人兼審査請求人 宮部龍彦

2024 年 9 月 21 日に「審査請求人から提出された資料の送付」（情公審第 12 号）と「反論書の追加資料の送付について」（教高第 1081 号）という文書を受け取りました。しかしこれは、部落解放同盟新潟県連合会執行委員長が当初っ設定された 2024 年 7 月 31 日よりも後に、実質的な証拠書類および反論書を提出したものと認識しています。

いずれも自らの政治的影響力を誇示する内容であり、むしろ解放同盟新潟県連がただの私的団体ではなく、関連する文書の内容を秘密にすることが公益に反する証拠であると考えます。

それはさておき、参加人は本件審査請求により文書の部分開示の執行停止を受け、審査請求の手続きが長引くほど不利になる立場です。参加人が詳細な反論や追加の証拠資料の提出をすることを認められても、そのことが審査請求を長引かせ、参加人にとっての不利益になるというジレンマを抱えています。

そのため、解放同盟新潟県連による追加資料の提出はその内容に関わらず、参加人にとって一方的に不利益な遅延行為であり、不公平で不当です。参加人はこれまでルールを遵守しているので、期限を過ぎて出された文書は一切取り扱わないでください。

以上